

令和5年度中津市地域防災計画の主な修正の概要

1. 津波災害警戒区域の指定に伴う中津市の取り組み

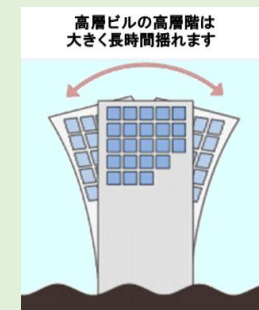
想定し得る最大規模の津波が発生した場合に、津波の被害が想定される区域を「津波浸水想定区域」として指定されたことに伴い、津波ハザードマップの作成等、中津市が取り組まなければならない事項を追加。



<出典：大分県建設政策課【津波災害警戒区域図】>

2. 長周期地震動階級に係る情報伝達

令和5年2月より緊急地震速報（警報）の発表基準に長周期地震動階級を追加したことによる事項を追加。



<出典：気象庁HP：長周期地震動とは？>

3. 要配慮者向けの災害時備蓄物資の備蓄

「主食・副食・飲料水」の項目に「備蓄の一部は要配慮者への提供を考慮したものとする」を追加。

1. 津波災害警戒区域の指定に伴う中津市の取り組み

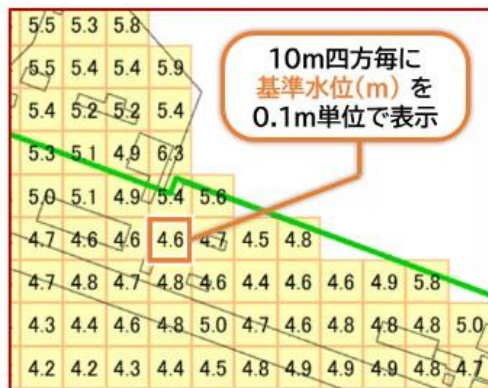
(1) 津波災害警戒区域の指定について

- 令和5年11月28日に、大分県建設政策課が津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という）第53条第1項の規定に基づき、津波災害警戒区域を指定。
- 平成26年3月に、大分県建設政策課が津波防災地域づくり法第8条第1項の規定に基づき、津波浸水想定区域を公表したことにより、中津市では防災マップにて市民周知を図っていた。

【津波災害警戒区域と津波浸水想定区域の違い】



- 追加
- 「浸水範囲」と「警戒区域」は同じエリアです。
 - 公表済の津波浸水想定図に加えて区域図で「基準水位」を表示します。



津波災害警戒区域図 ※拡大表示

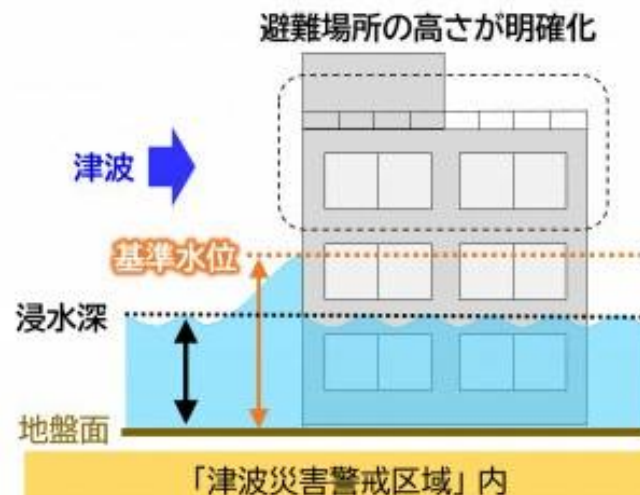
基準水位により、効率的な避難対策が可能に！

津波浸水想定 (津波ハザードマップ)	0.3~1m	1~2m	4~5m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	4.6m	6.3m

詳細な浸水深さが表示されることで、津波から避難する上で有効な高さを想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となります。

【基準水位について】

想定した最大クラスの津波が、建物に衝突した際のせり上がり（水位上昇）を考慮した水位のことで、地盤面からの高さで表示。



<出典：大分県HP「大分県 津波災害警戒区域の指定について」>

<出典：大分県HP「大分県 津波災害警戒区域の指定について」>

(2) 津波災害警戒区域の指定に伴い中津市が取り組まなければならない事項

- ① 要配慮者利用施設※₁における避難確保計画※₂の作成等の依頼（津波防災地域づくり法第71条 各号）
- ② 津波ハザードマップの作成（津波防災地域づくり法第55条）
- ③ 中津市地域防災計画への防災対策（避難訓練の実施等）の記載（津波防災地域づくり法第54条 各号）

※₁ 社会福祉施設、学校、医療施設など、防災上で配慮を要する者（高齢者・障がい者・乳幼児等）が利用する施設のこと。

※₂ 要配慮者利用施設が策定する、津波からの避難行動・体制等をまとめた計画のこと。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の依頼

- ・ 津波災害警戒区域が指定されたことに伴い、津波に係る避難確保計画の作成・中津市への計画の報告、避難確保計画に基づく訓練が義務となった。

<対象となる要配慮者利用施設数> ※地域防災計画資料編に掲載

	学校施設等	高齢者福祉施設等	児童福祉施設等	障がい者福祉施設等	医療機関	合計
施設数	0	4	0	2	0	6

<現状の課題・今後の方針等>

防災訓練実施率の向上

<【参考】洪水・土砂災害・高潮に係る令和4年度の避難訓練の届出状況>

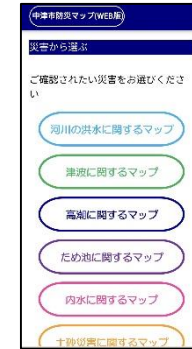
洪水	対象施設数	届出数	届出割合	土砂災害	対象施設数	届出数	届出割合	高潮	対象施設数	届出数	届出割合
	180	61	34%		34	15	44%		95	21	22%



- ・ 出水期前の防災研修会の実施による、施設への届出の徹底の呼びかけ。
- ・ 防災出前講座の実施による、施設全体の防災意識の強化。

(4) 津波ハザードマップの作成（津波防災地域づくり法第55条）

- R6年度末までに、津波ハザードマップを作成予定（R6当初予算要求済）。
※マップ作成後は、津波災害警戒区域に所在する地域（南部・北部・小楠・和田・今津 等）のみ配付予定。
- マップの作成と同時に、中津市防災マップ（WEB版）に、津波災害警戒区域の追加も併せて実施。



【中津市防災マップ（WEB版）】

＜現状の課題・今後の方針等＞

- 市民の津波災害警戒区域の理解（津波浸水想定区域との違い等）
※津波ハザードマップを配付するのみでは理解することは困難。
- 適切な避難のタイミング・避難先の把握 等



- 防災出前講座による周知。
- 自治会による津波避難訓練の実施支援、及び訓練の普及啓発。



【防災出前講座の様子】



【津波避難訓練の様子（今津校区）】

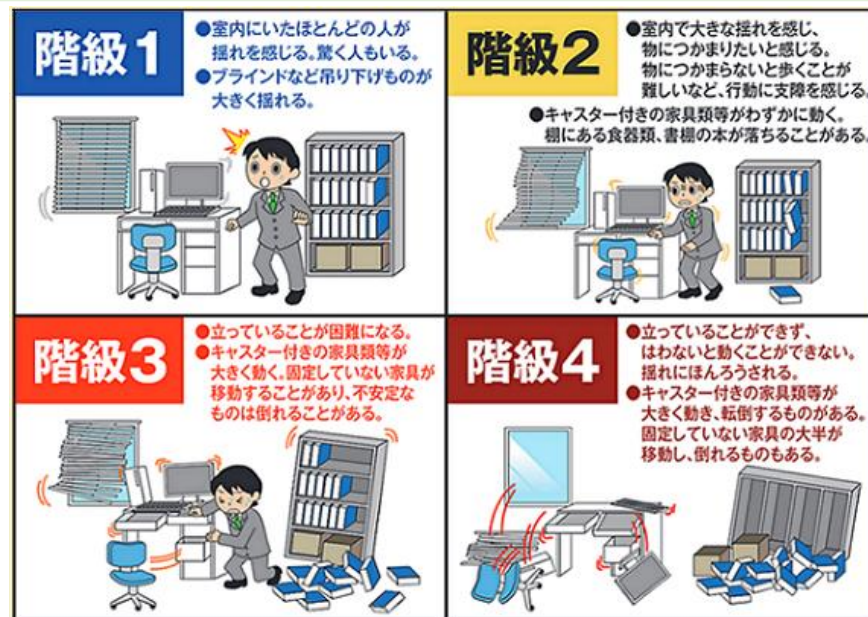
2. 長周期地震動階級に係る情報伝達

(1) 長周期地震動について

- 大きな地震で生じる、周期（揺れが1往復するのにかかる時間）が長い大きな揺れのこと。
 - 長周期地震動により、高層ビルは大きく長時間揺れ続けることがある。
 - 長周期地震動は、遠くまで伝わりやすい性質があり、地震が発生した場所から数百kmは離れたところでも大きく長く揺れることがある。
 - 概ね14、15階建以上の高層ビルを対象。
- <参考：中津市内に所在する14、15階建以上の高層ビルの数>
6棟（中津市消防本部聞き取り）

(2) 長周期地震動階級について

地震時の人の行動の困難さの程度や、家具等の移動・転倒などの被害の程度を基に長周期地震動による揺れの大きさについて、右図の4つの階級区分されている。



【出典：気象庁HP「長周期地震動について」】

(3) 緊急地震速報の発表基準の変更について

令和5年2月1日より、**発表基準に長周期地震動階級の予想値を追加して提供することとし、長周期地震動階級3以上を予想した場合でも、緊急地震速報（警報）が発表されることとなった。**

発表基準	震度5弱以上を予想した場合 +（または） 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域※ ※中津市の地域は「大分県北部」	震度4以上を予想した地域 +（または） 長周期地震動階級3以上を予想した地域

(4) 今後の市の方針

<市民>

- ・ホームページへの掲載
- ・防災出前講座等による周知活動

<市役所内部>

- ・災害時初動マニュアルの見直し 等

3. 要配慮者向けの災害時備蓄物資の備蓄

(1) 背景

- 市における災害時備蓄物資については、具体的な数値等を「災害時備蓄物資等に関する基本方針」に基づき備蓄している。
- 令和3年の災害対策基本法改正で個別避難計画作成が市町村の努力義務になり、避難行動要支援者の避難が進むことが想定されるが、要配慮者への提供を考慮したものとなっていない。



【中津市の防災備蓄品】

(2) 対策

大分県が、令和5年4月に基本方針を改正し、「主食・副食・飲料水」の項目に「備蓄の一部は要配慮者への提供を考慮したものとすること」を追加し、令和5年度から購入する主食・副食の一部を、要配慮者向けにも対応可能なゼリーとしているため、市も非常食ゼリーの備蓄を行う。

《非常食用ゼリー備蓄計画》

1 中津市の目標備蓄量 $9,936食_{※1} \times 1/6_{※2} = 1,656食$

【※1 中津市備蓄必要量】

$1,104_{※3} \times 3食 \times 3日 = 9,936食$

【※2 備蓄分担】

○自助・共助（個人・自主防災組織等） 1/3

○公助 2/3 【内訳：・流通備蓄 1/3 ・県 1/6 ・中津市 1/6】

【※3 中津市の想定避難人数】

中津市ホームページ「校區別世帯数及び人口集計表（R5.9.30時点）」のうち、非常食用ゼリー提供の対象と想定される市民（0～9、80～89、90～99、100～）のうち、津波浸水想定区域に該当する校区に居住する人口6,308人に、東日本大震災での最大避難者数の人口割合のうち海岸部の割合17.5%を乗じたもの

《1年あたりの購入予定数（5カ年）》

1, $1,656食 \times 1/5 \div 340個$



非常食ゼリー